

第4号様式

({ 簡易公募 } 型プロポーザル方式 { 単体発注 })

参加説明書

沖縄県土木建築部公告土都第5号(令和6年8月30日)の「令和6年度景観形成に係る技術開発業務」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この参加説明書によるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名 令和6年度景観形成に係る技術開発業務

(2) 履行場所 沖縄県内

(3) 業務の目的

本業務は、令和6年7月に策定した「新・景観形成に係る技術開発計画」に基づき、ガイドライン策定に向けた石積み技術の継承・普及に向けた技術開発及び地域特性に応じた沖縄らしい色彩検討に係る技術開発を行うものである。

(4) 業務内容

ア 計画準備、イ 技術開発の検討、ウ 検討委員会・ワーキング会議の設置・運営、

エ 風景づくり協議会への報告、オ 打合せ協議、カ 報告書作成

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

(ア) 石積み技術の継承・普及に向けた技術開発の実施方針について

(イ) 地域特性に応じた沖縄らしい色彩検討に係る技術開発の実施方針について

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

(6) 業務量の目安 19,045,400円以下

(7) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

ア 報告書A4判カラー150P程度1部

イ 当該業務に係るデータ一式(CD-R等)

(8) 業務の実施形態

ア 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 主たる部分

本業務における「主たる部分」は土木設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示す他に次のとおりとする。

(ア) 技術開発の検討

(イ) 検討委員会・ワーキング会議の設置・運営

(9) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。管理補助技術者の配置は参加希望者の判断によるものとし、配置する場合は、管理技術者に代わり管理補助技術者の実績等を審査・評価する。管理補助技術者の資格要件は、管理技術者と同じとする。

(10) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者(40歳以下)を配置する場合に評価を行う。

2 技術提案書の提出要請する者を選定するための基準等

(1) 技術提案書の提出要請者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位3者を選定する。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(2) 選定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	
	判断基準			
参加表明者（企業）の経歴及び能力	資格要件	技術部門登録 (別記様式-2) 下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）、及び、沖縄県の令和5・6年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「土木関係コンサル」業種の「都市計画及び地方計画」登録有り。 ② 上記に該当しない場合は選定しない。	① 3 ② 選定しない	
	専門技術力	成果の確実性（業務実績） (別記様式-2) (別記様式-2の2) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成26年度以降に同種業務の実績がある。 ②平成26年度以降に類似業務の実績がある。 ③上記に該当しない場合は選定しない。 記載する業務は3件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。4件以上提出した場合は、③の評価とする。	① 4 ② 2 ③ 選定しない	
	管理技術力	迅速性（当該管内常駐技術者数） (別記様式-4) 下記の順位で評価する。 ①沖縄県内の常駐技術者1人以上 ②上記以外	① 2 ② 0	
	経営能力	履行保証力（自己資本比率）	(別記様式-5の1) 下記の順位で評価する。 ①自己資本比率が25%以上 ②①③に該当しない ③自己資本比率が10%未満	① 2 ② 1 ③ 0
		瑕疵担保力（賠償責任保険加入の有無）	(別記様式-5の2) 下記の順位で評価する。 ①保険金額5,000万円以上の賠償責任保険に加入 ②①③に該当しない ③賠償責任保険に未加入	① 2 ② 1 ③ 0
		尊法性（過去の法の遵守状況）	(別記様式-5の3) 下記の順位で評価する。 ①過去3年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ②過去1年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ③上記以外	① 2 ② 1 ③ 0
	専門技術力	業務執行技術力・業務実績 (別記様式-3) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和2年度から令和5年度までに完了した同種又は類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請	配点：25	

		<p>が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。</p> <p>なお、対象期間に100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。</p>	<p>①100%(25)</p> <p>② 90%(22.5)</p> <p>③ 80%(20)</p> <p>④ 70%(17.5)</p> <p>⑤ 60%(15)</p> <p>⑥ 50%(12.5)</p> <p>⑦ 40%(10)</p> <p>⑧ 30%(7.5)</p> <p>⑨ 20%(5)</p> <p>⑩ 10%(2.5)</p>
	優良業務表彰	<p>(別記様式-2)</p> <p>令和5年度から令和6年度までの優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>①表彰実績有り</p> <p>②表彰実績なし</p>	<p>①10</p> <p>②0</p>
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資格要件 技術者資格等	<p>(別記様式-6)</p> <p>技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門:建設-科目指定なし)及び技術士(建設部門:都市及び地方計画)</p> <p>②技術士(建設部門:都市及び地方計画)</p> <p>③RCCM(都市及び地方計画)</p> <p>④上記に該当しない場合は選定しない。</p>	<p>①5</p> <p>②3</p> <p>③1</p> <p>④選定しない</p>
	専門業務執行技術者	<p>(別記様式-6の2)(別記様式-6の3)</p> <p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成26年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績がある。</p> <p>②平成26年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績がある。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。</p> <p>③上記に該当しない場合は選定しない。</p> <p>記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。<u>2件以上提出した場合は、③の評価とする。</u></p>	<p>①4</p> <p>②2</p> <p>③選定しない</p>
	若手技術者	<p>(別記様式-6)</p> <p>下記の通り評価する。</p> <p>①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。</p> <p>②上記に該当しない。</p>	<p>①3</p> <p>②0</p>
	情報収集力 地域精通度	<p>(別記様式-6)</p> <p>平成26年度以降から公告日までに完了した業務実績については下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国・都道府県・政令指定都市その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。</p> <p>①沖縄県内における業務実績がある。</p> <p>②上記に該当しない。</p>	<p>①3</p> <p>②0</p>

専門技術力	業務執行技術力・業務成績	<p>(別記様式-7)</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和2年度から令和5年度までに完了した同種又は類似業務の評定点を下表で評価する。</p> <p>ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。</p> <p>なお、過去4年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。</p> <p style="text-align: center;">申請件数の平均点↓</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>80点以上</td> <td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td><td>①</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td> </tr> <tr> <td>65点以上70点未満</td> <td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td> </tr> <tr> <td>60点以上65点未満</td> <td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td> </tr> <tr> <td>55点以上60点未満</td> <td>⑩</td><td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">申請件数→ 1 2 3 4 5</p>	80点以上	⑤	④	③	②	①	75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②	70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③	65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④	60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	<p>配点：30</p> <p>①100%(30) ② 90%(27) ③ 80%(24) ④ 70%(21) ⑤ 60%(18) ⑥ 50%(15) ⑦ 40%(12) ⑧ 30%(9) ⑨ 20%(6) ⑩ 10%(3)</p>
	80点以上	⑤	④	③	②	①																																	
	75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②																																	
	70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③																																	
65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④																																		
60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤																																		
55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥																																		
優良業務表彰	<p>(別記様式-6)</p> <p>令和3年度から令和6年度までの優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>①表彰実績有り ②表彰実績なし</p>	<p>① 2 ② 0</p>																																					
業務執行技術力(従事期間)	<p>(別記様式-6)</p> <p>技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。</p> <p>①当該部門の従事期間が10年以上 ②当該部門の従事期間が5年以上 ③上記以外</p>	<p>① 3 ② 1 ③ 0</p>																																					
手持ち業務の金額及び件数	<p>(別記様式-6)</p> <p>公告日時点において、下記の項目に該当する場合は選定しない(未契約のものを含む)</p> <p>・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上 ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上とする。</p>																																						
業務実施体制	<p>(別記様式-4)</p> <p>下記の項目に該当する場合は選定しない。</p> <p>①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ②設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ③主たる部分が再委託予定となっている。</p>																																						
合計	満点の点数	100.0																																					

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

(3) 技術提案書の提出を要請する者の選定は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年9月18日(水)(予定)までに通知する。(電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

3 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点		
		判断基準	管理技術者	担当※技術者	照査技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	(別記様式－6) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門：建設-科目指定なし）及び技術士（建設部門：都市及び地方計画） ②技術士（建設部門：都市及び地方計画） ③RCCM（都市及び地方計画） ④上記に該当しない場合は選定しない。	①2.0 ②1.5 ③1.0 ④選定しない	①1.0 ②0.5 ③0.3 ④0.0	－
	専門技術力	(別記様式－6の2) (別記様式－6の3) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成26年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績がある。 ②平成26年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績がある。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。 ③上記に該当しない場合は特定しない。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 <u>なお、2件以上提出した場合は、③の評価とする。</u>	①1.0 ②0.5 ③選定しない	①1.0 ②0.5 ③0.0	－
		(別記様式－6) 技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。 ①当該部門の従事期間が10年以上 ②当該部門の従事期間が5年以上 ③上記以外	①1.0 ②0.5 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0	－
	地域収集精度	(別記様式－6) 平成26年度以降から公告日までに完了した業務実績については下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国・都道府県・政令指定都市その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。 ①沖縄県内における業務実績がある。 ②上記に該当しない	①1.0 ②0.0	①0.5 ②0.0	－
	CPD	(別記様式－7) CPD取得単位を評価する。	①1.0 ②0.5	①0.5 ②0.3	－

	①過去5年間の平均取得単位が50単位以上 ②過去5年間の平均取得単位が25単位以上 ③上記以外	③0.0	③0.0	
若手技術者	(別記様式-6) 下記の通り評価する。 ①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ②上記に該当しない。	①0.5 ②0.0	—	—
専門技術力	(別記様式-7) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和2年度から令和5年度までに完了した同種又は類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。 なお、過去4年間の100万円以上の業務実績がないため、業務実績を評価できない場合には加点しない。 申請件数の平均点↓ 80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 65点以上70点未満 60点以上65点未満 55点以上60点未満 申請件数→ 1 2 3 4 5	配点： 6	配点： 6	—
優良業務表彰	(別記様式-6) 令和3年度から令和6年度までの優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①表彰実績有り ②表彰実績なし	①2.0 ②0.0	①1.0 ②0.0	—
小計	満点の点数	14.5	10.5	—
		25.0		

注) 担当技術者については、主たる業務を担当する者1名を評価する。

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	書面	ヒアリング*
実施方針・ 実施フロー・ 工程表その他 (別記様式 -12)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	7.0	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0	
		業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	4.0	

	その他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	4.0
小計			25.0

ウ 特定テーマ

評価項目			評価の着目点	技術点	
			判断基準	書面	ヒアリング*
特定テーマに関する技術提案 (別記様式-13)	全体	特定テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	10.0	
	特定テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	2.0	
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	2.0	
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	1.5	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	1.5	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	2.0	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	2.0	
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	1.5	
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	1.5	
	独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	1.5		
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	1.5		
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	1.5		
		新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	1.5		
	特定テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	2.0	
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	2.0	
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	1.5	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	1.5	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	2.0	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	2.0	
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	1.5	

		提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	1.5
	独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	1.5
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	1.5
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	1.5
		新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	1.5
小計			50.0
アからウの合計（満点）			100.0

エ 参考見積もりに関する確認

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	評価のウェイト
参考見積もり	業務コストの妥当性	・業務規模と大きく乖離がある場合は非特定	—

4 参加説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 景観形成班
 電話番号 098-866-2408

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間 令和6年8月30日（金）から令和6年9月3日（火）まで
 イ 受付時間 休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時
 ウ 場 所 上記(1)イによる。
 エ 提出方法 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(3) 回答の方法

ア 期 間 令和6年9月5日（木）から令和6年9月9日（月）まで
 イ 場 所 インターネットにより閲覧する。

【公募・入札】

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/index.html>